参

考

# 淡路大震災復興フォローアップ委員会委

.50音順・ワーキングチームメンバーは○印 平成21年1月現在.

# 〔委員〕

磯辺 神戸新聞社編集委員

禮子 (社会福祉法人 きらくえん理事長

日出夫 (神戸市副市長)

角野 幸博 恵正 (兵庫県立大学教授) 、関西学院大学教授

河野 昌弘 (西宮市副市長)

郁雄 (特定非営利活動法人 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表)

立木 茂雄 (同志社大学教授)

野崎 (特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所理事兼事務局長

 $\bigcirc$ 

地主

敏樹

(神戸大学大学院教授)

紀男 (京都大学防災研究所准教授

松原 郎 (関西大学社会学部教授)

(座長)室﨑 益輝 (関西学院大学教授)

善積 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱主任研究員

### 顧 問

新野 幸次郎 (財団法人 神戸都市問題研究所理事長

野尻 武敏 (財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問

河田 惠昭 (阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長

# 震災の教訓の再整理プロジェクトチーム

企画県民部参事 (復興担当) 小畠 寬

企画県民部防災企画局復興支援課

課長

支援推進参事

副課長

足達 和則

埴岡 亀井 昭平

松原 寿人

復興調整係主査

課長補佐兼復興調整係長

西島 石原 康範

職員

義人

230

阪神・淡路大震災の経験と教訓について、 ホームページなどで入手できる主なものは次のとおり。

兵庫県

阪神・淡路大震災の創造的復興

事業の概要については、資料編として作成し、平成21年度以降、ホー復旧・復興の状況、復興計画、復興10年総括検証事業などを掲載。 ホームページに掲載する予定 なお、 巻末資料の年表に掲げている個別

 $http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33\_000000158.html$ 

神戸市

震災資料室 震災以降の神戸市の取り組みを年表形式で整理、 記録写真・映像なども公開

http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/020/quake/

内閣府

阪神·淡路大震災教訓情報資料集\_

内閣府が平成9~11年度に実施した調査結果を「阪神・淡路大震災教訓情報資料集データベース」として公開

http://www.bousai.go.jp/linfo/kyoukun/hanshin\_awaji/index.html

「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査書」

内閣府が実施した調査。震災時の取り組み内容、 震災の教訓を踏まえた取り組み内容等を国・県・市などの

主体別に総合的にとりまとめ、調査シートとして公表

http://www.bousai.go.jp/kensho-hanshinawaji

「阪神・淡路大震災関連情報データベース」

総務省消防庁

阪神・淡路大震災に関するデータや消防防災機関の施策・事業、 消防団等の防災活動の実施過程で蓄積され

たデータを幅広く公開

http://sinsai.fdma.go.jp/search/

震災文庫

附属図書館 震災に関わるあらゆる資料・文献、 公刊物や文集・レジュメ・チラシ類まで公開

http://www.lib.kobe-u.ac.jp/eqb/

人と防災未来センター 「阪神・淡路大震災教訓集」

http://www.dri.ne.jp/kensyu/instructive.html 震災から得られた貴重な教訓を整理してとりまとめ、 4カ国語 (日本語・英語・スペイン語・ロシア語) で公表

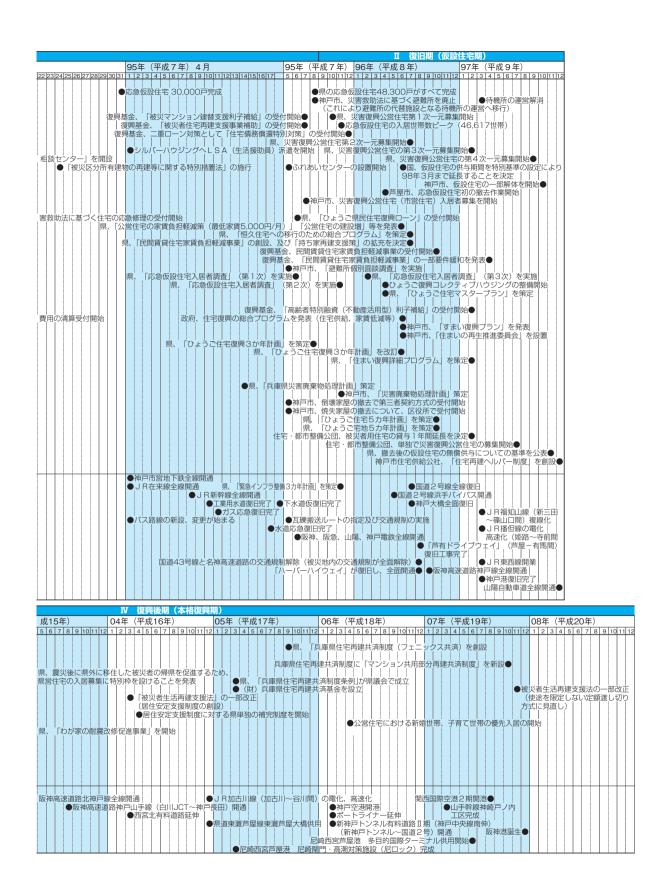
内閣府 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 経済産業省 経済産業省 経済産業省 経済産業省 経済産業省 国土交通省 医本市 新潟県 石川県 日本放送協会 日本本・淡路大震災記念 人と防災未来センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アシアアが災センター アッテア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アジア防災センター アツェうごボランタリープラザ 大震災復興基金 村田居留地連絡協議会 に居留ないト株式会社 本で機構 卷末資料

# との取り組みの整理表―(総括表)

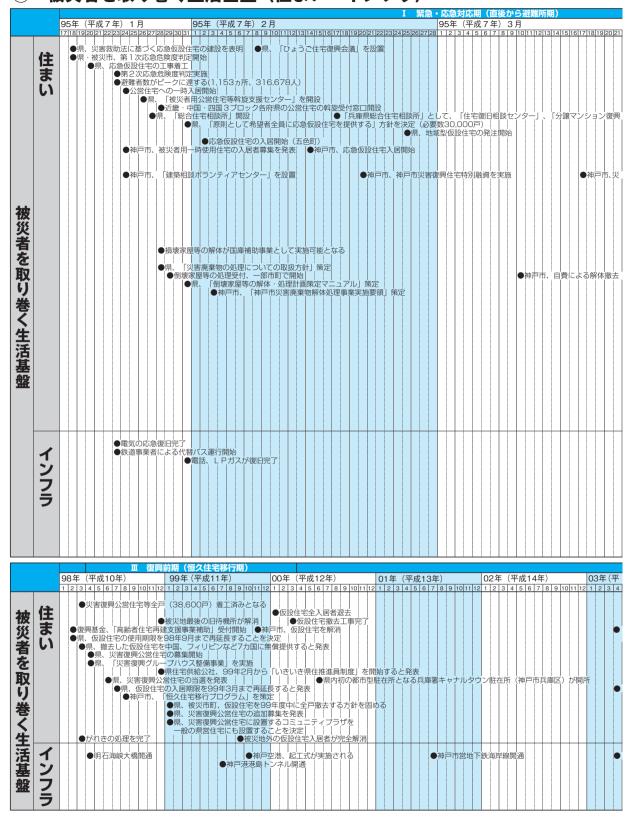
Ⅲ復興前期	Ⅳ復興後期
如    被 共 的  加 (恒久住宅移行期:平成 10 年 4 月~平成 12 年 3 月)	(本格復興期:平成 12 年 4 月~)
・被災地最後の仮設住宅解消	・被災者生活再建支援法が改正され居住安定支援制度を創設
・全仮設住宅撤去工事完了	・居住安定支援制度に対する県単独の補完制度の創設
・災害復興公営住宅で整備されているコミュニティプラザを一般	・(財)兵庫県住宅再建共済基金の設立
県営住宅にも設置	・兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の創設
・災害復興グループハウス整備事業を支援	・フェニックス共済にマンション共用部分再建共済制度を新設
	・被災者生活再建支援法が改正され使途を限定しない定額渡し切り方式
	に見直し
・明石海峡大橋が開通	・神戸市営地下鉄海岸線開通
	・阪神高速道路北神戸線全線開通、神戸山手線一部(白川 JCT ~神戸
	長田)開通
	・JR 加古川線の電化高速化
	・神戸空港開港、ポートライナー延伸
	- 関西国際空港2期開港
・被災者生活再建支援法の制定	・まちの保健室を開設
・ 彼火者主治丹建又 抜法の制定 ・ 被災者自立支援金を支給	・ S C S (高齢世帯生活援助員) の設置
・震災・学校支援チーム(EARTH)を創設	・ 復興公営住宅等高齢者元気アップ支援事業の実施
・生活復興のための地域活動推進事業の実施	「長年県こころのケアセンター」を開設
・復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業の実施	・高齢者自立支援ひろばの創設
・生活復興プログラムを策定	・県立舞子高校に環境防災科を設置
	・兵庫県立芸術文化センターを開設
	・生活復興協働プログラムを策定
・被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の開始	・See 阪神・淡路キャンペーンの実施
・被災商店街空き店舗等活用支援事業の実施	・ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの策定
・市街地再開発商業施設等入居促進事業の実施	・産業集積条例の施行
・小規模事業者事業再開支援事業等の実施	・淡路花博の開催
	・ひょうご経済・雇用再生加速プログラムを策定
	・(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)が解散
	・のじぎく兵庫国体の開催
・県まちづくり基本条例を制定	・土地区画整理事業地区内の利用促進事業の実施
・県まちづくり支援事業を創設	・被災地花いっぱいモデル事業、空き地の緑化を推進
・空き地の環境整備、バザール設置等に助成	・まちの再発見運動の実施
・県民ボランタリー活動の促進に関する条例の施行	・まちのにぎわいづくり一括助成事業を創設 ・被災者復興支援会議Ⅲが発足
・被災者復興支援会議Ⅱが発足	・ひょうごボランタリープラザの開設
・NPOと行政の生活復興会議が発足	・NPOと行政の協働会議に改組
THE OCH MAN PARTY OF THE PARTY	・県民の参画と協働の推進に関する条例の施行
・西播磨広域防災拠点を整備	・兵庫県災害対策センターの開設
・野島断層保存館の開設	・但馬、丹波、淡路、阪神南に広域防災拠点を整備
	・兵庫県広域防災センターを整備
	・兵庫県災害医療センターの開設
	・人と防災未来センターの開設
	・阪神・淡路大震災 10 周年のつどいの開催
	・国連防災世界会議(兵庫・神戸会議)の開催
DE 14. VICE I CONT. I february to ATIMA	・実大三次元振動破壊実験施設(E- ディフェンス)の完成
・阪神・淡路復興対策本部を解散	・阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議の開催
・阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議を設置	
・震災対策国際総合検証事業を実施	・阪神・淡路大震災復興本部を廃止
	・阪仲・灰崎人震火後央本部を廃止  ・復興推進会議・復興フォローアップ委員会を設置
	・(財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構に改組
	・後期5か年推進プログラム(平成12年)、最終3か年推進プログラム(平成
	14年)、3か年推進方策(平成19年)を策定・実施
	・ 復興 10 年総括検証・提言事業を実施
	7
	1

# 阪神・淡路大震災からの復興の道のり―ステージご

(金水) - 「他なから温度所限、平成了4年1月~平成了4年8月   「仮た社を組、平成749月~平成10年8月   ・ 「飲者は登録所に登録 (ビーク時:1月23日、1,153 方所、316,678人)   ・ 「必要は設定性でも48,300 戸壁像、避得所を所有				- 1- 1- 1-
(世 学 ** (ビーク # : 1 月 23 日 . 1,153 分所、316,678 人) - 応急保設性を4 83.00 戸整備、避難所を解消 - 応急保設性を1.5 れあいセンターを設置 - 設置所解消に向け公会性を2.00 一時人高を実施 - 以クティブカウジング等の建設 - 設置所解消に向け公会性を2.00 一時人高を実施 - 以クティブカウジング等の建設 - 使はいる急を検理判定を実施 - 以クティブカウジング等の建設 - 使はいる急を検理判定を実施 - シュナンで生存模異3 か年計画の策定 - タイフラインの提旧 - 電気 (1 月下等)、電話・L P ガス (1 月末)、 - タイフラインの提旧 - 株式の復旧 - 株式の復旧 - 株式の復旧 - 株式の復旧 - 株式の復旧 - 株式の復日 - 株式の後日 - 株式の復日 - 株式の復日 - 株式の変化 - 株式の変化 - 株式の変化 - 株式の変化 - 株式の変化 - 大工高度の主なの向近代性パスが混行 - 大変を変更を変した場合とない。 - 大変を変更を変した場合とないまでもまでの向近代性パスが混行 - 大変を変更の実施 - 大変を変更の要な - 大変を変更の要な - 大変を確認の第3 水配分 (7 長 8 年 9 月) を実施 - 大変を確認の第3 水配分 (7 長 8 年 9 月) を実施 - 大変を変更ながない。 - 大変を変更の変な - 大変を変更ながない。 - 大変を変更ながない。 - 大変を変更ながない。 - 大変に異なるを1 し短ん性やの多行を支援 - 大変に異なるを1 し短ん性を2 大変を1 し短ん性のから変質負担の軽減減量を実施 - 大変に異なるが1 してのがないまでまた。 - ・「様別 原本・大変を1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	区	分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期:平成7年1月~平成7年8月)	Ⅱ 復 旧 期 (仮設住宅期:平成7年9月~平成10年3月)
(世史) - パニの保護性を2 48.300 戸整備、 設建所を終済				
・応急仮設性率と48,300 戸窓傭、避難所を解消 ・応急の設性率によれるかと少と・を設置 ・避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 ・フルバーハウジングへに5名(住活接施員)を派遣 ・検別全権に応め検疫性列を実施 ・ 回車協助事業で申増東延率を解体 ・フルバーハウジングの配 ・ でよって主では関ラカ年計画の策定 ・ プイフラインの受胆 ・ でよって主では関ラカ年計画の策定 ・ プイフラインの受胆 ・ 対点、水道(4月中旬)、下水道(4月下旬) ・ 洗道の復阻・ 神戸市逸手下鉄(2月中旬)、下水道(4月下旬) ・ 洗道が復旧するまでの間は代替バスが変行 ・ がような経りに関するまでの間は代替バスが変行 ・ がような経り、 1月 大阪分(2月) 「 2月)		仕せい		
・応急の設性主にふれあいセンターを設置 ・遊園所が満に向り公営性子への一時人居を実施 ・シルバーハウジングへLSA(生活提助員)を派遣 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・がれるの処理を完了 ・ でいまって住宅復限3カ年計画の策定 ・ ライフラインの使旧 ・ 電気 (1月下旬)、電話・LPガス (1月末)、 カス・大道 (4月中旬)、下水道 (4月下旬) ・鉄道の復旧 ・ 地戸の監修 (4月上旬)、下水道 (4月下旬) ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		压免4.		
・ 遊園所消川に向い公営住宅への一時人居を実施 ・ がりたいたいつジングへにSA (住活活財用)を派遣 ・ が火海をに応急を設権判定を実施 ・ 四国報助所業で指導家屋等を解体 ・ ひょうご住宅復興3 カ年計画の策定 ・ ライフラインの項目 ・ 表述の復日・ 中の、 東京 (1 月末)、				
・シルバーハウジングへL SA (生活援助員)を派遣 ・被災直後に応急を決敗を判定を実施 ・団雄和助事業で構填泉度等を解体 ・ひょうご住宅復男のお音画の策定 ・デイフラインの使旧 ・受流の復旧 ・対流の復旧 ・対点を表して、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	(1)			・コレクティフハウジング等の建設
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	址		・避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施	・住まい復興プログラムを策定
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	5 <u>5</u> 5		・シルバーハウジングへLSA(生活援助員)を派遣	・がれきの処理を完了
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	者		・被災直後に応急危険度判定を実施	
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	を HD		・国庫補助事業で損壊家屋等を解体	
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	ДX 1)			
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	巻			・駆刍インフラ敕備3ヵ年計画の等定
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	<u> </u>			
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	洼			
(4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(4月) (七高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・阪急・山陽・神戸電館(6月) (北高速代等輸送力を強化 (4月上旬)、 阪神・淡路太寛災復興支援館の開館 (4月上旬)、 大藤 神・	基	7		
(4 月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) ・鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 ・素経金を専集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を ・阪神・淡路大震災復興支援館の開館 ・緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 ・災害用酸金、災害見舞金の支給 ・災害現實後金貸付の受付開始 ・こころのケアセンターを開設 ・すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授 ・素用開 ・技術でルール企業の復旧対策融資等の実施 ・届田調整助成金・失業給付の特例扱い ・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・仮設正編・仮設店舗が完成 ・産業復興3カ年計画の策定 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に地域投事が出路、設定 ・被災地に地域投事が出路、活動 ・投資の情報・投資を関係してイベント配修支援事業の実施 ・提供更終したり・活動・災害を保険・対してイベントをで観光対策の実施 ・被災地に地域発育の実施・観光復興リレーイベントなど観光対策の実施 ・被災地市地を興特別措置法施行 ・後興都市計画の決定告示 ・企園から138万人のボランティアが被災地で活動 ・投場で地域を関係・対していると観光対策の実施 ・被災地域でくり活動・災害復興オランティア活動事業補助を創設 ・技術を復興支援会議が発足 ・技術を復興支援会議が発足 ・技術を復興支援会議が発足 ・技術を復興支援会議が発足 ・技術を保険・対していると観光が表と・特定非常が記述等にもいる等でもむらき・景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施 ・生活復興県民ネットが発足・特定非常が記述を進法(N P O 法)の制定 ・技術を保険を発信 ・などで生活情報を発信 ・塩時が災害・N 所とでは、管験を発信 ・などで生活情報を発信 ・塩・大田・「の用」・・販神・実施を発展で、フェーックス防災システムの運用開始 ・大田・原門の企業を設置・現地域が設計画を全面修正・フェーックス防災システムの運用開始 ・大田・原門の企業を設置・現地域が設計画を全面修正・フェーックス防災システムの運用開始・「関連・機関対策上版を発信・「取事が実施を設置・現地域が表が変し、関連・機関が表が表しましているのでは、関連・関係として防災監を設置・現地域が表が変し、関連・機関が表が表しまして、フェーックス防災システムの運用開始・「関連・機関対策上版とを定置・現場対策上版とを定置・現地対策上版とを定置・現地対策上版を発信・「関連・機関対策上版とを定置・現地対策上版とを定置・現地対策上版とのでは、オール・大田・原産・大	盤			
②				
②			(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月)	・山陽自動車道全線開通
実施 - 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 - 災害・服金、災害見無金の支給 - 災害・根金、災害見無金の支給 - 災害・根金、災害見無金の支給 - 災害・根金、災害見無金の支給 - 災害・根金、災害見からの受付開始 - こころのケアセンターを開設 - すべての県立学校(2月下旬)で授・さい。 さい。 さい。 さい。 さい。 さいまな事業を表がいづくり関係事業の実施 - 無用調整助成金・失業給付の特例扱い - 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 - 仮設は場・仮設は高齢で完成 - 佐業復興3カ年計画の策定 - 佐災地に建築基準法に基づく建築制限実施 - 被災地市街地復興特別相雷法施行 - 佐異都市計画の決定 - 佐規の前の場定を持ているが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			・鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行	
・緊急生活福祉資金 (小口貸付) を開始 ・災害不慰金、災害見寿金の支給 ・災害援護資金貸付の受付開始 ・こころのケアセンターを開設 ・すべての県立学校 (2月中旬)、小中学校 (2月下旬) で授 ・素活復興支金費のアヤセンターを開設 ・すべての県立学校 (2月中旬)、小中学校 (2月下旬) で授 ・素活復興支金費の大きな選 ・大きに関係するの後行を支援 ・大きに関係するの場合が表現である。 ・一般、大事に関係である。 ・一般、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係では、大事に関係では、大事に関係では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係である。 ・「のいたのでは、大事に関係である。」では、大事に関係しない、大事に関係しな、大事に関係では、大事に関係しな、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、、大事に関係しない、、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、大事に関係しない、	(2)		・義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を	・阪神・淡路大震災復興支援館の開館
・祭志生活福祉資金、(小山東行)を開始 ・災害・現金、災害・現金、火害・現金の支給 ・災害・現金、災害・現金の支給 ・災害・関係を関する。 (と) (1 (2 月下旬) で	_		実施	・義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施
・災害不慰金、災害見舞全の支給 ・災害援護資金貸付の受付開始 ・こころのアヤセンターを開設 ・すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 ・すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 ・神の企業の復旧対策融資等の実施 ・雇用調整助成金・失業給付の時例扱い ・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・内蔵立・機関3カ年計画の策定 ・歴業復興3カ年計画の策定 ・歴業復興3カ年計画の策定 ・歴光復興リンチャーキャビタル制度の実施 ・観光復興リンチャーキャビタル制度の実施・観光を異明・対策を実施・対策を異性重性を損害によりまます。・観光復興リンチャーキャビタル制度の実施・地が実施を実施・対策を異性重性を実施・特別を実施・対策を表示を設置・火害教授専門ボランティア制度の創設・県地域防災計画を全面修正・フェニックス防災システムの運用開始・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興を設定を設置・・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・・原神・淡路復興を設定を設置・・原神・淡路復興を設定を設置・・原神・淡路度型を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を設置・・原神・淡路復興を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	くらし		・緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始	・生活復興資金貸付を創設
・災害援護資金貸付の受付開始 ・こころのケアセンターを開設 ・すべての収立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授 業有開  ③ ・				
・ こころのケアセンターを開設 ・ すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業 有間  ③ ・ 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 ・ 展用調整助成金・失業給付の特例扱い ・ 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・ 作の設立場・仮設店舗が完成 ・ 産業復興3カ年計画の策定  ④ ・ 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・ 被災市市地復興特別措置法施行 ・ を理り、1383万人のボランティアが被災地で活動・				
・すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授 ・・さいきとは事整等生きがいづくり関係事業の実施 ・生活復興支援プロララムの策定 ・歴期調整助成金・失業給付の特例扱い ・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・仮設工場・仮設店舗が完成 ・産業復興3カ年計画の策定 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災市街地復興特別措置法施行 ・復興都市計画の決定告示 ・後興都市計画の決定告示 ・後興都市計画の決定告示 ・後のボランティア活動事業補助を創設 ・被災者復興支援会議が発足 ・技術教育の備蓄基地を4カ所に開設 ・対策教助法を10市10市に適用 ・変国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・政援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局 ・原神・淡路を頂曜公館内に設置 ・地震対策生部を兵庫保公館内に設置 ・地震対策生部を兵庫保公館内に設置 ・地震対策生部を兵庫保公館のに設置 ・地震対策生部を兵庫保公館内に設置 ・地震対策担よ臣を任命 ・現地対策本部を兵庫保公館内に設置 ・地震対策担訴を兵庫保公館内に設置 ・地震対策担訴を発信 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路を設置 ・兵庫県南部地震緊急対策な合本部を設置 ・原神・淡路を表質 ・兵庫県南部地震緊急対策な合本部を設置 ・原神・淡路を表質との廃止 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路を表質との廃止 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と保・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と保・神戸市はの議論会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と保・神戸市はの議会を設立 ・原神・淡路度災復興計画を発定 ・原神・淡路の実施の表記を設置 ・原神・淡路の表記を設置 ・原神・淡路を表記を設置 ・原神・淡路の表記を表記で ・原神・淡路の表記を表記で ・原神・淡路を表記では、原神・淡路を表記では、原神・淡路を表記では、原神・淡路を表記では、原神・淡路を表記では、原神・淡路を表記を表記では、原神・淡路を表記を表記では、原神・淡路を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を				
(3) ・ 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 ・				
<ul> <li>・被災中小企業の復旧対策融資等の実施・雇用調整助成金・失業給付の特例扱い・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設・・仮設工場・仮設店舗が完成・産業復興3カ年計画の策定 ・産業復興へント中の特別を、・産業復興3カ年計画の策定・産業復興へントの開催・関係と関係を関係しています。・産業復興へントルなど観光対策の実施・被災市街地復興特別措置法施行・復興都市計画の決定告示・復興都市計画の決定告示・復興都市計画の決定告示・クラーが成災地で活動・災害復興エランティア活動事業補助を創設・被災者復興支援会議が発足・特別対策の講査をより、対策物資の備蓄基地を4カ所に開設・放送協定に基づらNHKなどで生活情報を発信・協時災害FM局を開局・理対対策の事務を設置・現地対策和部を直修企・選典対策和部を開始・対策物等を展開・対域物資の備蓄基地を4カ所に開設・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信・協時災害FM局を開局・現地対策和部を設置・現地対策和部を直修正・フェニックス防災システムの運用開始・関東・対域対策和部を見順・理対対策和部を見順・理対対策和部を見順・理対対策和部を見順・理対対策和部を設置・フェニックス防災システムの運用開始・関東・対域的災力の機能を設置・理対対策和部を見順・理対対策和部を見順・理対対策和部を見順・理対対策和部を見に関係を発信・協時災害FM局を開局・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興教育を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興者間を設定・仮神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路大震災犯念協会を設立・阪神・淡路震災復興計画を策定・ひょうご性宅復興3カ年計画、産業後再3カ年計画、産業復興3カ年計画の第定(再掲)</li> </ul>				
経済 ・雇用調整助成金・失業給付の特例扱い ・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・神戸ルミナリエの開催 ・ 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・			2141 3110	
経済 - 雇用調整助成金、失業給行の特例扱い - 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 - 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 - ・使力・ル・デース - ・使力・ル・アース - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(3)			
・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 ・仮設工場・仮設店舗が完成 ・産業復興3 カ年計画の策定  ・産業復興3 カ年計画の策定  ・ 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災市街地復興特別措置法施行 ・復興都市計画の決定告示  ・全国から 138 万人のボランティアが被災地で活動 ・災害復興ボランティア活動事業補助を創設 ・被災者復興支援会議が発足  ・技に選挙、登集、自衛隊が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を 4 カ所に開設 ・放送協定に基づき N H K などで生活情報を発信 ・臨時災害 F M局を開局  ・ 兵庫県南部地震聚急対策本部を設置 ・吸神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画 でアニーツクス計画)の策定に着手	_		・雇用調整助成金・失業給付の特例扱い	
・産業復興3カ年計画の策定 ・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施・産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施・産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施・観光復興リレーイベントなど観光対策の実施・観光復興リレーイベントなど観光対策の実施・被災市街地復興特別措置法施行・復興都市計画の決定告示 ・会国から138万人のボランティアが被災地で活動・景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施・被災者復興支援会議が発足 ・学活復興県民ネットが発足・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定・被災者復興支援会議が発足・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定・被災者復興支援会議が発足・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定・数援物資の備蓄基地を4カ所に開設・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信・臨時災害FM局を開局・施時災害FM局を開局・ル機対策担当大臣を任命・現地対策和部を設置・地震対策担当大臣を任命・現地対策和部を設置・地震対策担当大臣を任命・現地対策和部を設置・・販神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興大事が策略合本部を設置・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興大事が下記・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・原神・淡路復興を設定を設定・阪神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・・阪神・淡路復興委員会の廃止・国と県・神戸市との協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小土/月		・中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設	・神戸ルミナリエの開催
● 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 ・観光復興リレーイベントなど観光対策の実施 ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・被災市街地復興特別措置法施行 ・復興都市計画の決定告示 ・後興和市計画の決定告示 ・全国から138万人のボランティアが被災地で活動 ・災害復興ボランティア活動事業補助を創設 ・数と者復興支援会議が発足 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・数と指数するの備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局 ・経験対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を段置 ・吸神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策な部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策な部を設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「原神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「財」、阪神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「財」、阪神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「財」、阪神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「財」、阪神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「財」、阪神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「政神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「政神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「政神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・「政神・淡路復興委員会の廃止 ・国と県・神戸市との協議会の設置 ・ 原神・淡路度災復興計画を策定 ・ アン・ジーは宅復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)			・仮設工場・仮設店舗が完成	・県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行
● ・被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 ・神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシテー ・ 神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシテー ・ 一 東側ルネサンス・まちなみ保全事業の実施 ・ 生活復興県民ネットが発足 ・ 特定非営利活動促進法(NPO法)の制定 ・ 神戸東教助法を10市10町に適用 ・ 全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・			・産業復興3カ年計画の策定	・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施
● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				・産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施
● 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施・被災市街地復興特別措置法施行・復興都市計画の決定告示 ・ 全国から 138 万人のボランティアが被災地で活動・				
・被災市街地復興特別措置法施行・復興都市計画の決定告示 ・ 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施  ・全国から 138 万人のボランティアが被災地で活動・災害復興ボランティア活動事業補助を創設・被災者復興支援会議が発足 ・ 特定非営利活動促進法(N P O 法)の制定  ・災害教助法を 10 市 10 町に適用・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開・救援物資の備蓄基地を 4 カ所に開設・放送協定に基づき N H K などで生活情報を発信・協時災害 F M局を開局 ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置・ 地震対策担当大臣を任命・現地対策本部を兵庫県公館内に設置・ 地震対策担当大臣を任命・現地対策本部を兵庫県公館内に設置・ 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・ 原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・ 原神・淡路復興支害対策総合本部を設置 ・ 原神・淡路復興支害対策総合本部を設置 ・ 原神・淡路復興表記を設定 ・ 原神・淡路復興表記を設定 ・ 原神・淡路復興表記を設定 ・ 原神・淡路復興表記を設定 ・ 原神・淡路復興者の設定 ・ ・ で神・淡路震災復興計画を策定・ で、			・被災地に建築其進法に基づく建築制限宝施	
・復興都市計画の決定告示 ・全国から 138 万人のボランティアが被災地で活動・災害復興ボランティア活動事業補助を創設・被災者復興支援会議が発足 ・災害救助法を 10 市 10 町に適用・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開・救援物資の備蓄基地を 4 カ所に開設・放送協定に基づき N H K などで生活情報を発信・臨時災害 F M 局を開局 ・兵庫県南部地震緊急対策本部を設置・地震対策担当大臣を任命・現地対策担当大臣を任命・現地対策力と下の協議会の設置・近極・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置・阪神・淡路後興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置・阪神・淡路大震災復興本部を設置・阪神・淡路大震災復興本部を設置・、阪神・淡路大震災復興本部を設置・、阪神・淡路大震災復興本部を設置・、阪神・淡路大震災復興本部を設置・、阪神・淡路大震災復興者目画、産業復興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、産業後興3カ年計画、	4)			
(5)         ・全国から138万人のボランティアが被災地で活動・災害復興ボランティア活動事業補助を創設・災害復興ボランティア活動事業補助を創設・被災者復興支援会議が発足         ・生活復興県民ネットが発足・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定           (6)         ・災害救助法を10市10町に適用・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信・協時災害FM局を開局         ・知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置・災害救援専門ボランティア制度の創設・県地域防災計画を全面修正・フェニックス防災システムの運用開始・原地域防災計画を全面修正・フェニックス防災システムの運用開始・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興大業本部を設置・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興大業本部を設置・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興大業本部を設置・阪神・淡路大震災復興本部を設置・阪神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・原神・淡路大震災復興本部を設置・アル・淡路大震災復興本部を設置・アル・次路大震災復興計画を策定・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・アル・	まちづく	6)		, ==::::::::::::::::::::::::::::::::
・災害復興ボランティア活動事業補助を創設 ・被災者復興支援会議が発足  ・災害救助法を10市10町に適用 ・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・教援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局  ・兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・履災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、金インフラ整備3カ年計画、産業復興3カ年計画、			・後央部川司四の床と古小	・京観ルイリンス・よりなが休主事業の美胞
・災害復興ボランティア活動事業補助を創設 ・被災者復興支援会議が発足  ・災害救助法を10市10町に適用 ・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・教援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局  ・兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・履災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、金インフラ整備3カ年計画、産業復興3カ年計画、			AR 1. 2. 100 T. L. O. 17 T. L. O. 17 T. L. O. 17 T. L. O. 17 T. O.	上で佐岡田 ロシート にひ口
・被災者復興支援会議が発足  ・災害救助法を10 市 10 町に適用 ・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・協時災害FM局を開局  ・兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・履災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・原神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手	<b>(5</b> )			
・ 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	地域づく	り活動		・特定非営利活動促進法(NPO法)の制定
・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局 ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・魔災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)	-0-90 - (	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・被災者復興支援会議が発足	
・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局 ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・魔災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)				
・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開 ・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 ・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局  ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・原神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・原神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・魔災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、	<b>6</b>		・災害救助法を 10 市 10 町に適用	・知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置
・	$\sim$	÷<<<	・全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開	・災害救援専門ボランティア制度の創設
・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 ・臨時災害FM局を開局  ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・ 地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・ 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・ 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・ 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)	が火・減	火	・救援物資の備蓄基地を4カ所に開設	・県地域防災計画を全面修正
・臨時災害FM局を開局  ・ 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 ・ 地震対策担当大臣を任命 ・ 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・ 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・ 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・ 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)			・放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信	・フェニックス防災システムの運用開始
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)			Met 6.7 √ 1 1 1411/67 G 12(1) (1)	
・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)				
・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)				
・地震対策担当大臣を任命 ・現地対策本部を兵庫県公館内に設置 ・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 ・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・阪神・淡路震災復興計画、産業復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)			C 庄旧 十 初 1 1 高 6 2 4 1 4 4 1 4 2 2 1 . 四	TE 抽 "火炬"在四千日人 5 点 1
復 異	<b>(7</b> )			
・ 仮神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下海・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 ・ 急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)		国		・国と県・神戸市との協議会の設置
・ 仮神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下海・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 ・ 急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)	興		33.07371   11.074711-12.11.31	
・ 仮神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 阪神・淡路大震災復興本部を設置 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 ・ 下海・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 ・ 急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)	体		・阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置	
	制		・兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置	・(財)阪神・淡路大震災記念協会を設立
	復		・阪神・淡路大震災復興本部を設置	・阪神・淡路震災復興計画を策定
	興		・震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化	・ひょうご住宅復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、緊
	計	県		
	画			S
を提言				
・ (財)阪神・淡路大震災復興基金を設立			・、、別)以仲・次姶人農火復興奉金を設立	



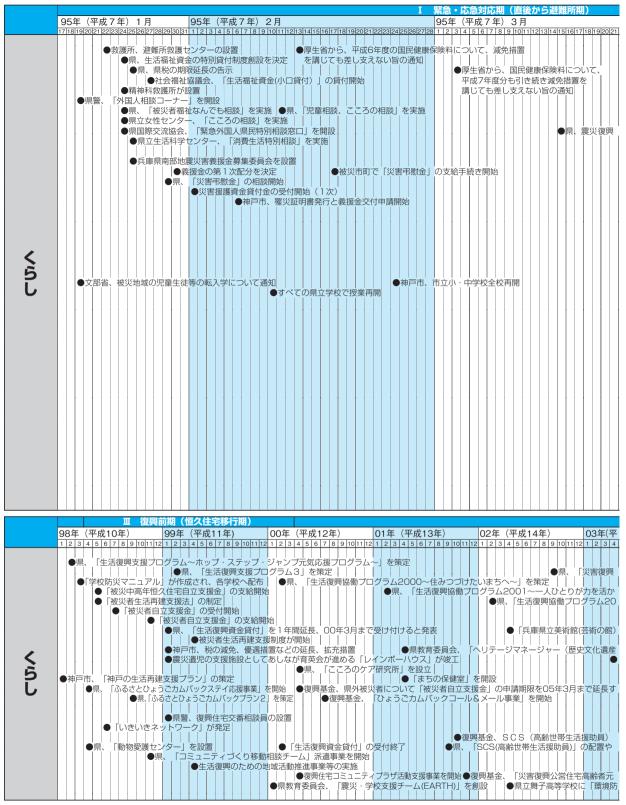
### ① 被災者を取り巻く生活基盤(住まい・インフラ)



95年(平成7年) 4月 95年 (平成7年) 96年 (平成8年) 97年(平成9年) ●神戸市、 固定資産税等の減免決定 「フェ ●県、 ●袖戸市. 「市民福祉復興プラン」を策定 ■「阪袖・淡路大震災復興支援館 (フェニックスプラザ) 」を開設 総合相談セン 復興基金、被災地コミュニ ティプラザの設置・運営支援を開始● ●県、 「災害時地域医療マ ニュアル」を作成 を設置 復興基金、「民間防犯灯復旧費補助」の受付開始● ●シルバ-●義援金の第3次配分(生活支援金)を決定 ●義援金の第2次配分を決定 災害援護資金貸付金の受付開始(2次)● 県、「被災者の生活支援対策」を発表● 「生活復興資金貸付」の受付開始● 「県外被災者用相談フリーダイヤル」開設● 県、県外被災者支援策「ふるさとひょうごカムバックプラン」、● 被災高齢者らに対する「生活再建支援金」創設を発表 「生活再建支援金」の受付開始● 「生活再建支援金」の支給開始● 「被災中高年恒久住宅自立支援金」の受付開始● 「生活復興資金貸付」貸付要件を緩和● ●県教育委員会、「教育復興担当教員」「スクールカウンセラー」の配置 県教育委員会、「防災教育検討委員会」を設置● | | 県 県. 県、 「生活復興資金貸付」の限度額を引き上げ● 「文化財修理費助成事業補助」実施● 復興基金、 「被災地芸術文化活動事業補助」の実施● 「福祉のまちづくり条例」の改正、施行● 県、 「生活復興支援詳細プログラム」を発表● 旦. "こうべ"の市民福祉総合計画(後期実施計画)策定」● 抽戸市 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足● 「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」 発足● 神戸市、仮設住宅での孤独死を防止するため「緊急安否実態調査を実施● 被災した高齢者を対象とした「いきいき仕事塾」が開始● ●ふれあい交番相談員を配置 ●県、「生活支援アドバイザー」制度を開始 復興基金、生活復興相談員の配置● 県、「県・市町生活支援委員会」を設置● 神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表● 、市民福祉振興協会、「被災高齢者向け終身生活資金貸付制度」開始● 県・市町生活支援委員会、「支援者ノート」を発行、配布開始● 

					I	Ī	復	興	後	期	(;	ķ	¥í.	Ų	Ш	1)																																												٦
成15					)4ቱ											年														(=									07																	年)				
5 6	7 8	9 1	0 11	12 1	2	3	4	5 6	3 7	7 8	9	10	11	12	1	2 ;	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7 8	3 9	1	0 1	1 12	2 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7 8	9	10	11	1
																		•	Γį	= [	重導	₽7.	7 E	東旬	       	 登早	    幸	     情	報	 セ:	) )	 7—	-	 を	開	₽																								
公営	宇宇	団地		: <u>-</u> :	<u></u> +=	1	調	查」	を	実	施					ŀ		Ĭ	Ĭ	Ĭ	ĺ	Ī			ľ	-	Ī				ĺ		1	Ĭ		Î				ŀ			l											-		ŀ				
して	~] ! ~] :	 を策	定																																																									
)2^	<u>+</u> ځ-	5(Z:	手を	たす	たさ			-] [ţ				Ļ,	20	1/1	<u> </u>	+7`		5-	ļ	<i>‡</i>	- 胆	9 E Z	Ն																																					
							Ī	15	- 大月	<b>単元</b>		_^	.u		۱	١.	ĺ		_]	1	1 JH	K ا								•	復	 興	_ 基金	ļ.	ļΓ	高	齢者	当 皆	_ ⊒ <u>ĭ</u>	Ź		}\)	Ź	ば	l 設i	置	事業	<u> </u>	を	創	設									
を	開設																Ĺ		ļ	LEA.	+++ 2	ш,	+:	Ţ.	2021	H+s	<u> </u>	ŒII F	# /			ļ			ļ	m I	VIR.	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	 5組	业 ♦=	= 4	_	<u> </u>	ļ	 	_ ~=														
5用	推進.	員)	の主	- 建成	- を開	  始	1							٦	둤,			)		四四	100	13,5	Ė	/iii:	反	2015	₹/	אנינדו אנינדו		Ī		Ì	.		T.	יע	الري ا	# T	O Ne	<b>至</b> 和	9	9	7	\ 	رے 	154	x 													
興	き金、	ガ	スメ	-	ター	等	を	舌用	i	た	高調	合言	钥	守	p:	サー	-Ŀ	ヹ゙	普	汉	促	進	事	業	$\sigma$	開	始			-		-																		ļ		-	ı	-	-	-				
								復興	輼	金	,	Γ:		: 그	=													始		_	. L	_ [.		Ţ,	_		١.		J			L	L	]_																
 3と3	× 美美																1	•	県!	段 に	13   	<b>空</b> 員	Įź	<u>,</u>	ı		マネ 	1	淡 	路;	大匠	災≣ 	212	係.	る <i>i</i>	رز ا	Dク 	ァ ブ: 	ア担	当当 	教	員	] : 	を 		<u>ĕ</u> 														
	640																									兵	庫	県:	<u>V</u>	芸術	ĵχ	虍	t.	1/5	7_	زٰ-	を	開	設																					
																																																								İ				
															•	ſί	۱,۲	ŧί	√Ş	5仕	事	塾	ĮΠ	J	ֶל	開	始																		L												L			
を配		J / .		Ļ	,				1		_	_	~	_																			Ļ		Ι.					450	Ļ								~ 家	庭	応	援	プロ	]グ	<u>چ</u>	4	を	策	定	
TUL!	現代	ザリ- 	トツ 	\ 	/—: 	ノ」 	î	(U) 	文:	麦ん	1	1	光:	々																			1	υ. 	F :	) C		(廷	応	坂	宗) 	EE 3	里!	IJ」 	ا ا	開	始 	•												
	ップ   をi		-	援事 	秉」	を	開	始																																																				
17	-61	又巨					ŀ		-	-				ł																-		-																		ŀ		-				-			-	

### < 5 **し**



	Ⅱ 復旧期(仮設住宅期)
95年(平成7年)4月	95年 (平成7年) 96年 (平成8年) 97年 (平成9年)
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	24 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
戸市内の各商店街に派遣し、巡回指導を実施	県、「小規模製造企業復興推進事業」を開始●
●神戸市仮設工場第1期(刈藻島、南駒栄、神戸インナー第4)完	完成 ●神戸市仮設工場第2期(興亜池公園、高塚台、神戸ハイテクパーク)完成
すべての中小企業者に対し、無担保・無保証人の	●店舗とスーパーマーケットを集約した仮設市場「パラール」を建設
額を1,000万円まで拡充	●「産業復興会議」が「産業復興計画」を発表
復興基金、「地域産業活性化支援事業補助」を開始	始● ●県、「産業復興3か年計画」を策定
復興基金、「雇用維持奨励金」、「被災者雇用奨励金」の受付	●「(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)」を設立
害復旧高度化事業の拡充を発表 復興基金、「観光復興リレーイベント開催事業補	補助」の開始● 「(財) 新産業創造研究機構 (N I RO)」を設立●
	●神戸ルミナリエ開幕    ●復興基金、「商店街・
や旅行業者を対象に、誘客対策検討のための緊急セミナーを開催	●「"観光ひょうご"復興キャンペーン推進協議会」 小売市場復興イベント
	観光復興キャンペーン事業を開始●┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃
	会が「ときめき神戸観光キャンペーン」を実施●
●千葉市で開催された「旅フェア	
地域の観光復興と観光客の誘致	
	●神戸港復興推進協議会を設立
	●県、「新産業創造キャピタル制度」受付開始
	弱会、「被災地しごと開発事業」の就労希望者の募集開始を発表●
	神戸市、「神戸経済本格復興プラン」を策定●
	県、神戸市、「事業再開等支援事業」を開始●
	●国と神戸商工会議所との連絡会議を設置
県、「新産業構造拠点地区の形成による産業	業復興の推進に関する条例(産業復興条例)」を施行●
	援措置に関する条例(神戸起業ゾーン条例)」を施行●

	Ⅳ 復興後期	(本格復興期)														
(平成15年)	04年(平成16年	<b></b> ≢) 05:	年(平成17年)		06年	(平成	18年)		07年	(平成	19年)		08年	(平成:	20年)	
4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 !	9 10 11 12	1 2	3 4 5	7 8	9 10 11 12	1 2 3	4 5 (	6 7 8	9 10 11 12
済及び雇用の活性化に	関する条例(産業	集積条例)」の旅	行													
ートセンター神戸」た	が神戸市長田区にオ	ープン ●県	、「ひょうご経済	·雇用再	生加速	プログ	ラム」を	を策定								
ラム」を策定	●神戸市、神戸市	-   -   -   -   復興支援T場の7	  居要件を被災企業	 似外に‡	,											
		市ものづくり復興	1													
	1		『工物』に以が   『推進機構』を049		記事する	_										
		仲・灰鉛性未復界	『住姓候傳』で049	+皮木 (デ	呼取 9 4	االا										
	方針を発表															
			●(財)阪神·淡路	産業復興	推進機	構が解	散									
								●のじぎ	く兵庫	国体の別	催					
を発表																
期間と返済期間を1年	!!!!!! 問延長することをシ	東定														
どを集めた「神戸リエ																
金」の返済期間と元金																
	害復旧資金」の返済															
	県、神戸市、「中	小企業緊急災害復	副音金」の据置・	償還期間	を1年	延長す	ること	を発表								
					$\perp$	ш		$\perp \perp \perp$							$\perp$	

## ③ 経済

	95年(平成7年)1月	95年	(平成	7年)	2	月														9	5年	Ε	(习	ᅺ	7	年	( =	3	F	1								_
	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 3		4 5	6 7 8		0 11 1	2 13	14 15	16	17 1	8 19	20	21	22 1	23 2	24 :	25 2	6 2	7 2		1 2	•	٠.			7					1 1	2 1	3 1	4 1	15 1	16	17	8 1
																																		T				
経済	●国、中小企業総合相談所  ●国、政府系金融機関の「災害復」  ●国、被災中小企業者に対す  ●国、政府系金融機関の「災害 (に対する補助特)	日資金」7 	●県 を創設 定並み 会」の受	融資を	産業行 ● 政 決 定 始	复興会		街等	受置	 	   企当 							金_		)   	設		受作	寸開   	始									a	国 —	● · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	皮炎 呆 補 補 一	ム―― 5 正 ―― 8 一
<b>归</b>	●原、商店街・小売市場の被害状 ●原、商店街・小売市場の被害状 ●雇用調整助成金の料 ●失業給付の特例支約 ●労働保険	例適用	開始 期限延	長		l、総	洽的     	な被 •	神戸	中小             	企             	業支	接一合	策を           	を発	<b>老表</b> 	新		设置		D億	門	<b>호</b>	除。	()		_の	ぼ	る   	2		が	判師	明				
				労働	自、;		りたり	XY	月し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<u>b</u>			~ 栓		有!	2017	14	- 安	可																		

	 (= D	I	I 復	興前			_	_	行期	)				- 1												/-	D					
	(平成10		0 404		9年					40 44		00年				0 40	la a la			平成			la ola	4140			成1		laola		03年	
経済	●復興基 ●復興基 ●県、	中央卸戸市復基金、基金、	売市場 領	景東部 爰工場 泛商店 見模事	市場 湯が供 活街空 選業者 配用外	一の復見 きま 第 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	日出出の記事のは、日本のには、日本のには、日	事加票活用支部。	院——技筹	事業 制置 音議 被兵庫 事	」」」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を開始を開かる とこれ 対 年 神戸 の とこれ ままま から こう かん こう かん かん こう かん	台台——第——三経三層市、□		間――ビ協議 策中花基 興 復 「■	 		 	融 」 雇ご型舎 ラ開地 が キ横が				 			 	-		 	し   し   一   し   一   し   一   し   一   し   し	1   2	

																								_																						
																															П		復		期	(仮	設	佳	引	<b>I</b> )						
	95	年	(2	平成	戊7	'年		4														5年	Ξ (	(平	成	7	年)	96	年	(-	平	或8	3 全	₹)				97	年	(\frac{1}{2}	区成	9	年)			
22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2	2 3	4	5	6	7   8	3   9	10	11	12	13 1	4 15	16	17	18	19	20 2	21 2	2 2	3 24	1 5	6	7	8	9 1	0 1	1 12	1	2 3	3 4	5	6	7	8	9 1	0 11	12	1 2	2   3	4	5	6 7	7   8	9	10 1	1 12
																													1						1											
審議会、都市計画案可決																								1	<b>●</b> 後	更與	!基:	金、	- 1	復	興き	きさ	うづ	< 1	りま	援	事美	Ĕ.	を創	訓設						
審議会、都市計画案可活	块																															•	県	, [ F	種	県防	災i	都市	都「	ħ₹.	スタ	7— 	プラ 	シ <sub>-</sub>	を	· 锭定 
																								県	₹,	Γ	防災	 (ま	5-	づく	」 り	ガ	 イ	ドラ	  -  -	ーー ン」 ー	を	策定								
							l				Ŋ	ょう	<u>ت</u>	グ	IJ-	-:	ンネ	マツ	1	ワ-	-5	7]:	初の	刀札	直樹	を	兵庫	瞑	公的	官て	美	施	•							П						
計画の決定告示																				-th =			7		177		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				, ~															
						 神	 =r	   	  取	東第	第一	  -地[	   	) ) 後	9興	 土	地[	<u> </u>									会選							•												
宅供給公社、被災者への	優追	B分	譲	受付	開	始		宝均	冢馴	前	地[2	조 (	花	D a	みき	5)	が	復!	興市	<b></b>	地	再原	釈	事	業(	Dŝ	第1	号	とし	7	管	理处	Ω£	計	画	決定	•			Н						
																															月	人	館	「前	有黄	の館		が	- 再開							
	(財)	兵	車県	都	市	整備	赫	会	内(	ا ت	ひ	ょう	ご	都	市	ゔ゙゙゙゙	< r	した	ン	タ-	_]	を	设置	<b>置</b>					星	人	館	ſ,	虱見	見鶏	<b>の</b>	館」	が	再開	∄●			l				
							l														İ							兵原	軍県	耐.	喪	判定	星星	準	の#	定(	•								ŀ	
					ļ	県、	既	存:	建	<b> </b>	JO)	耐震	診	断	• [	改作	多を	EF.	]滑	に対	進め	りる	たと	め、	ſ	兵	庫児	洏	震	继	FB3	修	iti	画語	平価	委員	会	] 7	を影	置(						
																								-																						
·																																														
IV	往	Щ	後	期	(2	本井	K	Щ		)																																				

IV 復興後期(本格復興期)	
成15年) 04年(平成16年) 05年(平成17年) 06年(平成18年) 07年(平成19年)	08年(平成20年)
5   6   7   8   9   10   11   12   1   2   3   4   5	12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
事業完了 ●復興市街地再開発事業地区の「六甲道駅南第四地区(神戸市灘区)」で事業完了	
興市街地再開発事業の「仁川駅前地区(宝塚市)」が事業完了	
図)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「松本地区(神戸市兵庫区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「松本地区(神戸市兵庫区)」で事業完了	
区)」で事業完了       ●震災復興土地区画整理事業地区の「芦屋西部第二地区(芦屋市)」で事業完了	●震災復興土地区画整理
地区) (神戸市灘区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「森南第三地区(神戸市東灘区)」で事業完]	事業地区の「鷹取第二
区(西宮市)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「御管西地区(神戸市長田区)」で事業完了	地区(神戸市須磨区)」
地区の「芦屋中央地区(芦屋市)」で事業完了 震災復興土地区画整理事業地区の「築地地区(尼崎市)」で事業完了●	で事業完了
区画整理事業地区の「湊川町 1 ・ 2 丁目地区(神戸市兵庫区) 」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「六甲道駅西(北	地区)(神戸市灘区)」で事業完了
復興土地区画整理事業地区の「森南第一地区、第二地区(神戸市東灘区)」で事業完了	
震災復興土地区画整理事業地区の「御菅東地区(神戸市長田区)」で事業完了	震災復興土地区画整理 ●
●震災復興土地区画整理事業地区の「芦屋西部第一地区(芦屋市)」で事業完了	事業地区の「西宮北口
駅南第三地区(神戸市灘区)」の事業完了	駅北東地区(西宮市)」
市と「まちづくり協定」を締結	で事業完了
市東灘区)」が神戸市と「まちづくり協定」を締結	
木南地区まちづくり協議会(神戸市東灘区)」が神戸市と「まちづくり協定」を締結	
神戸・長田のまちづくり機関等が「神戸ながたコンベンション協議会」を設立 ●復興基金、「まちのにぎわいづくり一括助成事	業」を創設
パイロット事業、まちの再発見運動を開始	
(財)兵庫県建設技術センターと(財)兵庫県都市整備協会が統合し、(財)兵庫県まちづくり技術センターを設立	

# ④ まちづくり

		I	緊急・応急対応期(直後から避難所期)
	95年(平成7年)1月	95年(平成7年)2月	95年(平成7年)3月
		●神戸市、「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を発表	●神戸市都市計画
		●建築基準法(第84条)に基づき、被災地における建築制限の区域	11111
まちづくり		●建築基準法 (第84条) に基づき、被災地にる (第84条) に基づき、を(第84条) に基づき (第84条) に対しる (	おける建築制限の区域を指定(芦屋市、宝塚市、北)
<b>\</b> b		●神戸市、「震災復興緊急整	備条例」を施行し、「震災復興促進地域」を指定 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	98年(平成10年)	前期 <b>(恒久住宅移行期)</b>   99年(平成11年)	13年) 02年(平成14年) 03年(
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 11		
	●「被災市街地復興特別措置 ●神戸東部新都心(HAT神 ●三宮センター街、アー	申戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき ●復興市街 一ケード完成記念式 ●復興市街地再開発事業地区の「売布神社駅前( ●復興市街地再開発事業地区の「六日	新地再開発事業地区の「西宮北口駅北東地区(西宮市)」 (宝塚市)」で事業完了
			区画整理事業地区の「神前町2丁目北地区(神戸市漢
		●県、「まちづくり基本条例」の制定   ●震災復興=	土地区画整理事業地区の「鷹取東第一地区(神戸市長
			●震災復興土地区画整理事業地区の「六甲道駅西(西
		●ひょうご都市づくりセンターが「ひょうごまちづくりセンターに	「 こ改称   ●震災復興土地区画整理事業地区の「森具地
-			
ま			●震災復興土地区画整理事
まちざ		●県、「まちづくり基本方針」を策定	●震災復興土地区画整理事
まちづく	●県、「兵庫県景観復		
まちづくり			
まちづくり		興マスターブログラム」を策定  ●県、「人間サイズのまちづくり賞」	を開始
まちづくり		興マスタープログラム」を策定 ●県、「人間サイズのまちづくり賞」を の都市づくり三田国際会議」を開催	を開始 ●震災復興士 b ●震災をしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま
まちづくり		興マスタープログラム」を策定 ●県、「人間サイズのまちづくり賞」を の都市づくり三田国際会議」を開催	を開始

	Ⅱ 復旧期(仮設住宅期)
95年(平成7年)4月	95年(平成7年) 96年(平成8年) 97年(平成9年)
	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
ィア人数が延べ100万人に達する 	● ボランティアの延べ人数が、約138万人にのぼった  ● 「被災者復興支援会議」が発足  ● 「被災者復興支援会議」が発足  ● 「生活復興県民ネット」が発足
い自立・ネットワーク」をテーマに「"阪神・淡路大震災"ありがとう	
ティアの集い」を県庁で開催	「阪神・淡路大震災『仮設』支援NGO連絡会」 と「NGO外国人救援ネット」に改組
「震災・活動記録室」が発足                                   阪神・	淡路大震災『仮設』支援NGO連絡会が、被災地の生きがい仕事●
	として「まけないぞう」事業をスタート
	オ局「FMユーメン」が開局
	ンが合併し「FMわいわい」が誕生●
	●県福祉センターに「学生ボランティアセンター」を開設
	●「兵庫県学生ボランティア協議会」が発足
====	」ニティ・サポートセンター神戸」が設立●
	ーンネット) 」が発足●
	「神戸定住外国人支援センター」が発足●
	●「神戸アジアタウン推進協議会」が発足
	●「多文化共生センター」が発足
	●白地地域を対象に復興まちづくりの住民組織と専門家を支援する
	「阪神・淡路ルネッサンスファンド(HAR基金)」が設立
	●被災地の問題に、市民が自発的に対処、解決する 一助として「阪神・淡路コミュニティ基金」が設立
	_
	ろう神戸」が「市民支援基金」の創設を決定●
	気アップ神戸』市民運動推進協議会」が発足●
	●「阪神・淡路まちづくり支援機構」が設立

	IV	復興後期	明(本格復興	期)												
(平成15年)	04年	(平成16	6年)	05年	(平成	17年)	06年	(平成1	8年)	07年	(平成19年	:)	08年	(平成2	20年)	
4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6 7	8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9 10 11 12	1 2 3	4 5 6 7 8	9 10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9 10	11 12
ープラザ」の開設				被災し	た神戸で	市民が当時の経	験などな	を伝える	「市民のかけ	橋神	戸から全国へ	」が発足				
YOGON)」が発足																
●県、「県民の参画と	協働の	推進に関	する条例」を	施行	神戸	の絆ネットワー	-ク」が	発足								
」 政の協働会議」に改組	● [NF	20法人戶	(庫セルプセン	/ター]	を設立											
7希望の灯り」が設立			●阪神	高齢者	<ul><li>障害者</li></ul>	<b> </b>	ークがN	NPO法,	八化							
ODE)が発足																
料の救出活動を続けて	きた「月	歴史資料	ネットワーク	」がN(	30とし	て発足										
	神淡路ス	大震災「	1.17希望の灯	り」か	、「震災	モニュメント										
	西交流:	ウォ <b>ー</b> ク.	を開催													

### ⑤ 地域づくり活動

			I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)
	94年(平成7年)1月	95年(平成7年)2月	95年(平成7年)3月
	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 2	930 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	425 26 27 28 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
	●「阪神·淡路大震災地	元NGO救援連絡会議」が発足│ │ │ │ │ │ ●震災から1カ月間の	の1日平均のボランティア人数が2万人にのぼった ●ボラン
		反神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」が発足	
			Tās
		■ ## # ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	
		●韓国・朝鮮語、日本語で震災情報を伝えるミニFM局「FMヨ	
		●文化復興を目指した	「アート・エイド・神戸」が発足
	●「神戸長田高齢者・障害者:	支援ネットワーク」として活動	
		●地域ぐるみのコミュニティケアを目指す「東灘地域助	リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	┃ ┃ ┃ ●県内社協がボランテ	ィアセンターネットワークづくりを開始┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	
Lle	●県社協ボラン	ティアセンターでの個別コーディネートを開始	
낕	●県外ボラン	/ティアの窓口を大阪に移管	
也或づくつ舌動		「兵庫県社会福祉協議会震災対策プロジェクト」に着手	
ゔ			
		●「被災地障害者支援センター」が発足	
ว้			
<b>≨</b>			
显			
劉			

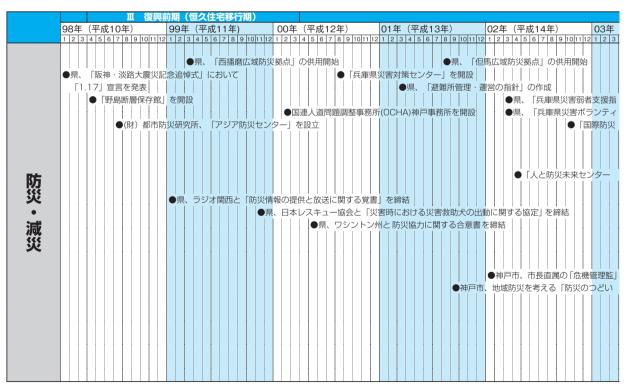
			I	I 復	興i	期(	恒少	く住宅	移行	]期)																						
	98年	(平成	10年	)		99年	= (=	平成1	1年)			001	年 (	平成	12	年)			01 <i>±</i>	<b></b>	平成	t13	年)			02年	<u> (</u>	平成	14年	Ξ)		03年
	1 2 3	4 5 6	7 8	9 10	11 12	1 2	3 4	5 6	7 8	9 10	11 12	1 2	3 -	4 5	6 7	8 9	101	1 12	1 2	3 4	5	6 7	8 9	10 1	1 12	1 2	3 4	5 6	7 8	9 10	11 12	1 2 3
																					П											
								「被	災者復	更興支	え援会	議Ⅰ	[] 1	が発え	⊒			+ 1			D 「被	数键	<b>首復</b>	<b>興支</b> 捷	爰会	義Ⅲ」	が発	足	<b>●</b> 「ひ	ようご	ごボラ	シンタリ
44h	•	「特定	非営	利活動	促進	法(	VPC	法).	の制	記定																•	ſυ	ょう	ご市	民活動	助協譲	会(H
掘					•	県、	「県!	えボラ	シタ	リー	活動の	の促	進に	.関す	る条	例」	を放	衍				生活	の場	サポ	<u>'</u>	セン	ター	ひょ	うご	」を記	殳立	
ガ								• [	NPO	法人	しみん	√基	金 .	ΚO	ВЕ	」カ	発足							●N	IPO	と行政	女の生	生活征	复興会	会議が	, [NI	90と行
7	●松本	地区ま	ちづく	くり会	社「	CDC	C神F	≡」か	設立					●被	災地	NG	D恊個	かセン	ノタ-	-(2)	加盟	する	20	団体;	が		NPC	法)	、阪神	申淡路	大震	災 [1.1
h		●阪袖	・淡	路大震	災	仮設	支	援NG	0連	络会力	'n			Γī	市民	版生	活支	援セ	ンタ	<u>'</u> —J	を記	殳立				• [3	毎外	災害	援助	市民t	2ンタ	'—」(C
き		「被	災地N	GO恊	働セン	ノター	] (2	改称	• [	VPO	と行	政の	生活	復興	会譲	鬼」 た	が発え											●被	<b>災し</b>	た文化	上財ヤ	歴史資
活動		●「生	活復興	NPO	情報:	プラザ.	」を <b>!</b>	開設	• [:	神戸	まちこ	づく!	つ研	究所.	が	設立			市民	活動	サオ	パート	セン	/タ-	一神戸	≡」か	で設て	Z				
劉										1	被災						1 1	ΓNP	O法	人   	拓人	(23	5べ」	(5)	改組							

95年 (平成7年) 4月   95年 (平成7年) 96年 (平成8年)   97年 (平成9年)				Ⅱ復	旧期(仮設住宅期	)
●県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直後) ●自衛隊が被災地から完全撤退(4/27) ●実動部隊の広域連携体制として、「広域緊急救助隊」、「緊急消防援助隊」を創設 ●三木山森林公園基地を閉鎖 ●グリーンピア三木基地を閉鎖(4/30) 県、フェニックス防災システムの運用開 の物資備蓄基地を閉鎖 ●グリーンピア三木基地を閉鎖(4/30) ・ フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95年(平成7年)4月	95 <sup>±</sup>	年(平成7年)	96年(平成85	年) 97年	(平成9年)
●県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直後) ●自衛隊が被災地から完全撤退(4/27) ●実動部隊の広域連携体制として、「広域緊急救助隊」、「緊急消防援助隊」を創設 ●三木山森林公園基地を閉鎖 ●ブリーンピア三木基地を閉鎖(4/30) 県、フェニックス防災システムの運用開 の物資備蓄基地を閉鎖 「ディニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施●」 地を今後の余震に備えるために必要な毛布やピニールシート、防寒具を備蓄する 基地と位置付け、民間倉庫会社へ管理委託を実施 「避難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編(第3次パトロール隊業務を終了●」 「避難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編(第3次パトロール隊業務を終了●」 「必要発展専門への変難所緊急パトロール隊の巡回時間を短縮し、ルを抱える避難所への変離がいる過じに関する協定を締結」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中県、同山県・鳥取県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中域防災計画」を全面修正」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政県と災害時相互応援に関する協定を締結」」 「中国・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・原政・	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 2	21 22 23 24 5 6	7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12
●三木山森林公園基地を閉鎖   ●見、フェニックス防災システムの運用開の物資備蓄基地を閉鎖   ●グリーンピア三木基地を閉鎖 (4/30)       ●見、フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施●   ●県、フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施●   ●県、「災害救援専門ボランティア制度(HEART PHOENIX) を創   ●県、「災害救援専門ボランティア制度(HEART PHOENIX) を創   ●県、知事直轄の危機管理専門職として「防災監」を設置を提供の関係を関係を表して、「防災監」を設置を開発を表して「防災監」を設置を開発を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設置を表して、「防災監」を設定を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を設定を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監」を表して、「防災監験、「地域、アルート」を表して、「防災監験、アルート」を表して、「防災監験、アルート」を表して、「防災監験、アルート」を表して、「防災監験、アルート」を表して、「防災に対して、対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対し、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対し、「防災に対して、「防災に対し、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対して、「防災に対し、「防災に対して、「防災に対し、「防災に	●県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直	●自衛		5完全撤退(4/27	)	
の物資備蓄基地を閉鎖  「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_	実動部隊の広域に	重携体制として、 [	1 1	
原、フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施● 地を今後の余震に備えるために必要な毛布やビニールシート、防寒具を備蓄する 基地と位置付け、民間倉庫会社へ管理委託を実施 避難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編(第3次パトロール隊業務を終了● いている小規模避難所への避難所緊急パトロール隊の巡回時間を短縮し、ルを抱える避難所への夜間パトロールを実施 隊へ縮小(第2次パトロール隊再編) ■県、フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施 ●県、「災害救援専門ポランティア制度(HEART PHOENIX)を創 ・ ●県、知事直轄の危機管理専門職として「防災監」を設置 ・ ●県、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定を締 ・ ●県、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定を締 ・ ●県、「地域防災計画」を全面修正 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		11.00.			9/10/2	防災システムの運用開始
地を今後の余農に備えるために必要な毛布やビニールシート、防寒具を備蓄する 基地と位置付け、民間倉庫会社へ管理委託を実施	の物資備蓄基地を閉鎖		ニックス防災シス	ステムを利用した	災害情報伝達訓練を	
基地と位置付け、民間倉庫会社へ管理委託を実施				1 1 1 1		
遊難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編(第3次パトロール隊再編)●		する				
				●県、近畿2府	7県震災時等の相互帰	5援に関する協定を締結
ルを抱える避難所への夜間パトロールを実施 協定を締結					1	
隊へ縮小(第2次パトロール隊再編) ●県、全国都道府県の災害時の広域応援に関する	いている小規模避難所への避難所緊急パトロール隊の巡回時間を短縮し、				岡山県・鳥取県と災	害時相互応援に関する
	ルを抱える避難所への夜間パトロールを実施			協定	を締結	
	隊へ縮小(第2次パトロール隊再編)				県、全国都道府県の災害	害時の広域応援に関する
開局	開局				●県、カリフォ) 関する合意書	を締結
県、新しい「広域災害・救急医療情報システム」を稼働●		県、新しい「	広域災害·救急	医療情報システム	ム」を稼働●	
各災害拠点病院の救急部長等を「災害医療コーディネーター」に指定●						
兵庫県救急医療協議会で「トリアージタッグ」の県下統一様式を定め、関係機関に配布●		ご「トリアージ	「タッグ」の県下	統一様式を定め、	、関係機関に配布●	
近畿2府7県、滋賀県で初の合同防災訓練を実施●						
				県警、『		フークの運用開始●
防災資機材整備補助事業緊急育成支援事業/を実施● ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃			防災資機材整備	1 1 1		

	IV	復興後期(	本格復興期	)											
(平成15年)		(平成16年)		5年(平成			06年(平月				平成19年)			(平成20年)	
4 5 6 7 8 9 10 11	12 1 2 3	4 5 6 7 8	9 10 11 12 1	2 3 4 5 6	7 8 9 1	0 11 12	2 3 4 5	6 7 8 9	10 11 12 1	2 3 4	5 6 7 8	9 10 11 12	2 1 2 3	4 5 6 7 8	9 10 11
		[		阪神・淡路大							「淡路広垣	切纺災拠点	1 1 1		
●   兵庫	県災害医療	寮センター」を		追悼式典」										県、「丹波広垣	成防災拠
				国連防災世						」を採択				の供用開始	
針」を作成					1 1 1	1 1 1	Eめる条例.							県、「阪神南』	
ア活動支援指針」を	作成	● 「兵庫県』	広域防災セン	/ター」を開	設	111	○ 「ひょう	ご安全のE	3のつどし	」を開催	Ĭ		:	拠点」の供用	開開始
<ul> <li>人道支援協議会(I</li> </ul>		1 1 1 1			「国際防災	(復興協	力機構」を	設立				●国連	国際防災	戦略(ISDR	) 兵庫事
● N5	神・淡路	大震災クラスの	の災害を想				●県、「1.	17は忘れ	ない」地	或防災訓	練等を推済	焦 所を	開設		
	した「近	畿府県合同防	災訓練」を				▶ [1.17]	災未来賞	(ぼうさ)	ル甲子園	)」を創	殳			
神	戸市内で	実施					県、「防災	力強化県民	民運動」の	展開●					
(防災未来館) 」を	開設								緊急	地震速報	の運用開	始●			
		●兵庫県防災	(会議、東南	海・南海地	震に備え	た防災が	対策推進計画	画案を決定							
		●県、	「東南海·	南海地震隊	5災対策推	進計画	を作成							●国土交通省	省、「緊急
		●県、「フェ	ニニックス防	災システム	」につい	て、イン	ノターネッ	トによるホ	民への情	報提供開	始			災害対策派	遣隊(Ti
●「人と防災未来1	センター	ひと未来館)	」を開設	●県、	「ひょう	ご防災	ネット」運	用開始						- FORCE	)」を創
						$\Box\Box$	■県、「聴!	覚障害者災	(害等緊急	時情報多	発信システ	ム」の運	用開始		
								●県、「	ひょうご	Ξネット	」の運用原	見始			
				「実大三次	元振動破	壊実験が	設(E-デ	・ ィフェンス	.) 」が完	成					
を設置															
~防災福祉コミュ:	ニティ全市	大会」を開催							●県、	県内市町	」と災害時	相互応援	に関する	協定を締結	
						●県、業	 「潟県と防ジ	が協力及び	1 1				1 1 1 1		
										1 1	、「兵庫県			ilを策定	
		▶「防災士」カ	「兵庫県から	初めて2人	認証され	る	内閣府、	「大規模災	きいいま	1 1 1			1 1 1 1		
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							会」の設置	1 1 1			
				或防災セン:		1 1 1						-	1 1 1		
						13				の白主隊	-         5災組織の	組織家	95.7%		
												1911/46-1-			

### ⑥ 防災・減災

			I 緊急・応急対応期(直後から避難所期)
	94年(平成6年)1月	95年(平成7年)2月	95年(平成7年)3月
	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 3	031 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	25 26 27 28 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
	●警察、消防による救助活動等の	D開始	
	●県、自衛隊への派遣要請、自衛	前隊による救助活動開始	
	●神戸市を皮切りに、被害の把握	<mark>屋が可能となった市町から順次、災害救助法を適用(2/1までに</mark>	こ10市10町)
	●災害対策本部長(知事)が食料	や毛布の支援、被災者の救護を全国に向け発信	
	●県消防学校に物資備蓄基地を	を開設 ●三木山森林公園を物資備蓄第3基地として開設	
	●県警、「行方不明者相談所」	を開設                     ●大阪空港を物資備蓄第4	基地として開設
	●県警、「兵庫県警察救急	改護所   を設置	
		放送協定」に基づき、NHKラジオ、サンテレビ、AM神戸、Ki:	ss-FMから定期的に生活情報を発信 ●大阪空港
	●避難所緊急パトロール		、西区、北区の避難所緊急パトロール隊を減員 最終の集
			い灘区、兵庫区、長田区の隊員を増員する変更を実施
防	●県、「救護対策現		
<b>**</b>	●救護所、避難所救		
火		ンター」を設置し、情報窓口を一元化	大規模またはトラ
•		提供するため、神戸市へ携帯ラジオ8.000台、阪神県民局へ5.	
減		携帯ラジオ1,000台、東播磨県民局へ500台、淡路県民局へ5	
444		●避難所生活者に必要な情報を盛り込んだ「震災ニュース	
火			*
			で復帰させ、全編震災関連情報の放送を開始(3/31まで)
			援金やボランティア活動への県民の感謝の気持ちを伝える
			暦の文抜を安調



				Ⅱ 復旧期(仮設	住宅期)
95年(平成7年)4	月	95年	(平成7年)	96年(平成8年)	97年(平成9年)
22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 2	4 5 6 7	8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
				●「阪神・淡路復興委員会 ●「阪神・淡路復興委員会 神戸市との協議会を設置	」の廃止を受け、国と県と
		●県、			
総合本部を「阪神・淡路大震災兵庫県災害対策		一		   支援会議」が発足	
概合本部を「阪仲・灰崎人長火兵庫県火告対象 興総合相談センター」を設置				**又族云巌」が先足       フォーラム」を開催	
典総合作談センター」を設置		宗、		/ a 一 プム」を開催	
					唯進安員去」で設直         路大震災記念協会」を設立●
					大震災復興支援館
					ス・プラザ)がオープン
		(84)	1	(フェーラフ :震災復興基金、運用財産を3.	
				額(基金規模9,000億円に)	复興計画推進のため、「神戸
ジョン」を県に提言●	●県、「阪神·淡路震災復興計	画-基	本構想」を策	定 市復興推議	<b>進懇話会」を設置</b>
			県、「阪神·	淡路震災復興計画(ひょうご)	フェニックス計画)」を策定
			<ul><li>●県、「ひ</li></ul>	ょうご住宅復興3か年計画」を	を策定
					住宅復興3か年計画」を改訂
				業復興3か年計画」を策定	
			┃ ┃ ┃●県	、「緊急インフラ整備3カ年	計画」を策定
			1 - 1111	申・淡路都市復興基本計画」を	を 策定 
		●神	神戸市、「神戸 	■市復興計画」を策定	

		_	_							%	=13	RE	140	1	9	-	_		70	1	BŁ	211	١	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_			_		_		_			_																		_		_					_									_
成1	E !	± \			_	-	04	1 4	_	-	平	_	-	_	_	-	_	1	Ē	2	-	_	_	F	(	平		÷ 1	7	7 4	E)		_	_	_	-	0	6	年		( 5	17	ctì:	1 (	0 1	Έ,	١	_	_	_	1	07	7 在	-	(5	17	ct:	11	<b>)</b>	± )	-	_	_	_		<u> </u>	o	F	(-	<del>ار</del>		÷c	20	在	: \	_	_	_	-
5 6			م ا م	ماء	.1.		_	•	_										J.														140	ماء	41.													l.	J.														1	l.	_	_	_	•	٠.	•	•••	-	_			, L	ا م		T. c
5 6	/	8	9	UII	+	2	+	2	3	ť	+	5	ь	1	+	8	9	10	71	+++	2	-	2	3	14	+	5	ь	1	-	8	9	110	110	+	12	_	12	-	+	4	5	16	1	4	8	9	110	71	111	4	+	2	3	4	15	1	+	-	8	9	10	۳	111	2	-	2	3	14	+	2	ь	/	10		7	10	۳	112
																							_					_				_																																														L	
						ı															ı				ļ	₽,		Γ	阪	袖	į .	7	公	路	大	震	災	後	Į	Ųz	本語	部	j	を	湧	ĒШ	-																																
		•	県、		復	Į	ŧί	0	年	· 委	į	12	슾.	j	設	Œ	3									Dļ	県.		ſ	ß	京和	申	. ;	淡	路	大	震	E53	£12	更	興	推	進	会	i	嵬」	ŧ	żi	슛틶	置	(J	₹-	±3	整	備	· 部	Ė	j	住	宅	復	興	居		7	ŧ	分記	置)	)										
			Ì	1	Ī					ĺ	Ì															Dļ	県.		Ī	復	Į	興.	フ	オ		<u> </u>	- J	2 11	y =	プヨ	委	員	会		た	E E		置			ĺ					Ï		Í		Ī				Ī															
興計	画	後	期5	5 +	年	拍	省		۶ <sub>⊏</sub>	j	ヷ	5	7	5	, ,	ر 1 ا		_	'n	ŵ	J	委		   <del>-</del>	:	オ	٠. ج	Ģi		1				Ī	1			ľ		- 1				_					Ė:	*	r:	复!	睴	局	ı	iz	:24	- 7級	1											Į	県.		復	睴	1	挨		- 果を	=
	П		Ĩ	Î	ï	Ĩ	Ĩ	_		ĺ	T	ĺ		ĺ	Ĩ	Ī		ľ		ĺ	1	î	•		-	中 東				- 1	  文	<b>†</b>	- 第:	圡	部	な	- 廃	! §   }	Ε'		Ĭ	ĺ	Ï	ľ	-	Ī		1	Ĭ	Ĭ	İ	Ĩ	Ì		Ī	ĺ	Ĩ	Ī											`				-					多官	_
										l															Ĩ	Ϊ		-	ĺ	Ī		-	ĺ	ì	Ī	Ĭ		Ī	Ī	١,		  (日	¦ オ)	BÆ:	袖	. !	泌	I 路	+	=	· .	2		点:	 会i	†î	Γ	 (目)	7(	ו ג (	=	5 2	· 语	_ ≣{{}	\   	24	<b>⇒</b> 2	1	₩			_					- 74	√糸	ā
「阪	申 ·	淡	路	要	\ \ \ \ \ \	复	     	Ηī	画道		終	3	3 t	)\£	F:	推	進		* _	1			_																																																				Ī		設	1	
										l										1	•	复	興	1	04	年:	委	員	숲	ì.	Ŋΐ,		Γ	復	圓	1	0	年	総	扫	51	<u></u>	Œ	. :	提	言	事	業		$\sigma_{\underline{j}}$	)最	終	翰	段台	==	書を	き	<u>_</u>	5	ŧ	<u>L</u>	め																	
										l													復	賱	1	0	年	委	Į	<b>1</b> 2	<u></u>	が		-	復	顨	理]	C	)年	絲	钳	舌	検	II.		提		事	業	É]	Ē	級	ξŧ	设台	냨	書	<u>اح</u>	県:	知	事	ات	提	出																
										l												•	創.	凒	的	J復	Į	興 7	フ	オ	-	- 5	51	5	を	開	催	L	٠,		Γź	复	興	1 (	)ź	F#	総	括	検	ĪĒ.	. :	提	言	事	業		O,	)紀	課	きを	E	ď	95	41	=	発	信												
										l																																										-	•	県	٦	復	興	0	成	果	を	県	政	ات	4	か	١đ	3	か	中	ΕŻ	Ħί	<u>生</u> 力	†ŝ	粮	ゎ	: 第	· 元	Ė
								神	戸	 	7後	更明	興		活———	性	ĖΊ	_ 	Éì	焦熱	退	話	会			復	廻	ŲØ	 	総	括		杉	意	Œ.		か:	報	告———	書———	を	<u>-</u>	申F   	≡ī	ŧ.	Ę	^	.提	出																														

### 7 復興体制・復興計画

	I	書	急	• ]	九急	Į XI	M.	期	(直	後力	15	壁難	17.	期)		
	95年(平成7年)1月 95年(平成7年)2月	ć	95í	Ŧ	(平	成	7年	E)	3 /	7						
	17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/1/2/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/	28 1	2	3	4 5	6	7	8 9	10	11 12	2 13 1	14 15	16 1	7 1	8 19	20
	● 「兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置															
	● 「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置 ● 「阪神・淡路復興委員会」を記	公置														
	●現地対策本部を兵庫県公館に開設(21日閣議決定)             ● 「阪神				<del> </del>	」 岩木	部	」カ	  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -	署						
	●「小里地震対策担当大臣特命室」を設置	Ĩ		ĨΪ		Ì		, [		_						
-																
Į		+	+	$\vdash$	+	+	$\vdash$	+	+	_	+++	+	+	+	+	t
Į													  県、	L KP2	 抽・	
<u> </u>	●「兵庫県南部地震災害対策総合本部」へ改組												県、			
.	●「大学、中間の心臓・大きない。」(1)   ●   ●   ●   ●   ●   ●   ●   ●   ●	=										- 1	県、	-	震	
												_		Τ,	1000	ソ 
J	●県、「ひょうご住宅復興会議」を設置       ●県、「ひょうご住宅復興会議」を設置	1	 =====	= 4.1	/= C			_   ^ =±		- =n.s						
	●「神戸市災害対策本部」の設置	包入	僚作 	単位	復り	백믔 I	E	云諦	E] 7	と設し						
.   県	●「神戸市災害対策本部」の設置			Н		-					1 1	1 1	Н		-	l
, । ग																
!   <b>†</b>																
!   <b>†</b> †																
4	●県、「阪神・淡路震災復興計画」策定を決定   おお	市再	生	鈛略	策	定態	話	会力	i [	仮神	· 淡	路震	<b>E 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</b>	复卵	戦	E
<b>-</b>																
-																
Ī																
				Н		1	H			İ	1 1	11	Н	1	ı	İ
			-	Н			Н				1			-		l
				1												

						1		复	Ų į	期	(†	重ク	住	햠	<b>多行</b>	期	)				Τ																													
		98年									年	٠.								•	٠,			2ź	. ,				-	年	٠,		-								(平)								<b>₹(平</b>	
		1 2	3 4	5	6 7	8	9 1	0 11	12	1 2	3	4	5 6	7	8	9 10	11	12	1	2 3	3 4	5	6	7	8 9	9 10	11	12	1	2 3	3 4	5	6	7 8	3 9	10	11 1	2 1	2	3 4	4 5	6	7	8 9	10	11 1	12 1	2	3 4	4
																						   		W P4	2/信	FER :	  -	<u>-</u> +	立7	   を	- AZ	 # <i>h</i>																		ı
	国		İ	11		П	İ							1					ľ.		- "	神神								」で 係省			2	·詳	   #	:≣D	=		П	İ	İ				1	П				١
																			- [		1 190	1				/EE2	\ 			JK E	] . 		14	DEX_	) '(	_ DX														ı
復			+	+		Н		+	Н		+	Н					$\vdash$		+	+	+			$\forall$	+	+	+	Н	+	+	+		+	+		Н			Н	+	+				+	$\vdash$		$\vdash$		t
																																																		1
興												•	「被	; ;;;;:	 者復	興	支援	会	議	رٰ ا	'n	_ 発	足										被纱	- {{全	復	世史	援:	会請	复Ⅲ	] t	が発	足								ı
1-												•	県、				国							を	设置	<u>=</u>						П	Ì							-										1
体					○ 神	戸i	ŧ٠	「神	戸	市復	興	· 汩	性	化推	進	懇話	5会.	] 7	を設	置																							県、	Ė	阪1	神・氵	淡路	震	災復	ĺ
制			-																	•	틧	Į,	Γ	仮补	<b>#</b> •	淡	路層	製災	復	興計	抽	後期	月5	か	年拍	錐	プロ	ゴグ	5	ム策	定	委員	会	] \$	を設	置	- [			I
uba	県																																																	
•	•								П																			П																						
	市								Н																							П																		١
復	113		<b>●</b> 児	₹.	阪	神 :	淡	路震	<b>W</b>	復興	計	画	進	方領	包	策	È			県、	震	災.	対領	(三	際	総合	合村	蕜	報台	告会	で	ি震	巡	対	策国	際	総合	検	証	業	] 7	を発	表		1	H				ı
																																															●F	[庫]	県、	ì
興																											L			FRE			/06		///	- (51)	_			- /.		4.4		_	_	Ļ	-	Ļ		1
=1																											11	県															シー	<b>コ</b> ク	/フ.	4	東	Œ		ı
計																												神	P۲	t)	-11	復 	間	囲	住迫	   	コク	/フ.		2	策	E.								ı
画																																																		1
اسر																																																		ı
																																																		ı
																																																		ı
				ш				_												_	_	_	Ш			_		ш											Ш		_		Ш			ш				Ш

# むすびの言葉

ことはご了承頂きたいと思います。

体験やそこから生れた色々な問題は、多くの人達の協力なしには絶対にその全貌にふれることが出来ま せん。本書は、阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会委員とそれを支えた事務局員など、実に多 くの人達の2年間に亘る討議と努力の結果です。それでもなお、つけ加えたいことが山程残されている どんな才能があっても、 一人では書けない問題もあります。震災とその復興過程で被災者がうけた諸

こで、この大震災の特性を把えた対策を考えるために、当時の貝原知事は、 たことは、これからの各地域での震災復興案のつくり方を示唆することになりました。 めました。後に設けられた国の阪神・淡路復興委員会の代表者や有力委員にこの懇話会委員が就任され 分野の専門家を集めて「都市再生戦略策定懇話会」を設け、独自な復興の基本問題と戦略との提言を求 震災は、それが起こった地域ごとに独特です。阪神・淡路大震災は、大都市直下型のものでした。そ 震災直後、全国から様々の

復興を試みるために、「被災者復興支援会議」を設けましたが、それが大活躍をし、阪神・淡路大震災 す契機ともなりました。更に、復旧型の法令のもとでは、どれだけ真摯かつ英知を働かせても、 ることになりました 立の契機となっただけでなく、県政および各市町などへの県民・市町民の参画と協働をより強く促進す クスプラザの建設とそれを通じての情報発信と各種ボランティア活動への支援も、 の復興を他に比べて特徴のある形にする一つになりました。復興基金の設立およびそれによるフェニッ の皆さんの実態から生れる願望とのズレが生れます。そこで、兵庫県では、このズレを把握し、 た形でなければならなかったことの反省から、震災復興法制定の必要性が自覚され、 また、災害救助法はあっても、震災復興法がなく、市街地の区画整理一つでも、既存の法令に依拠し その後のNPO法成 同法制定運動を起 創造的

んだ私たちを力強く支援して頂いた全国の皆さんへの私たちの細やかなお返しの一つです。 最初に申し上げましたように、 本書は決して完全ではありません。 しかし、これはあの大震災に苦し

財団法人 神戸都市問題研究所理事長

新野 幸次郎

# あとがき

阪神・淡路大震災は、 史上初めての近代都市直下型の大地震であり、 世界一の長寿社会を揺るがした

大災害であった。

明らかにした。 間に決定的なのは物よりも心であることを思い知らされた。さらに、家族や地域の共同体、つまりコミュ ニティのもつ危機管理機能や福祉機能とともに、ボランティア活動の可能性とわが国でのその潜在力を らには自然から離れた近代文明の、 震災は、快適な都市生活を一瞬に壊滅させ、合理的ではあるが個々人の孤立した近代都市生活の、 その脆弱さを露わにした。人はまた、 いのちの大切さとともに、人

組みが行われ一定の成果をあげてきた。 環境・家族等の分野での県民運動の推進やボランタリー活動の支援などソフト面では、さまざまな取り このような震災からのさまざまな教訓に対して、復興過程でも、被災者生活再建支援法の制定、 福祉

なくない。例えば、都市基盤の復旧が急がれるなか、都心部の主要幹線道路の地下道化、ライフライン はほとんど全く実現していない。 の共同溝化、地下貯水池の整備等の地下空間の利用をはじめ未来都市に向けた発想の転換を示す諸提案 しかし、ハード面、とりわけ21世紀に向けた近代都市のあり方という観点からは、残された課題も少

ておく必要がある 伝えようとするものであるが、〝何が、どうして、やれなかったのか〟ということも課題として認識し 本書は、震災からの復旧・復興の過程で行われたこと、学んだことを100の教訓項目として後世に

今後、自然災害からの復興に取り組むこととなった地域では、単に被災前の状態に戻す復旧だけでな 21世紀にふさわしい近代都市の実現に向けて「創造的」な復興に取り組んでいただくことを切に期

待したい。

財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問

野尻 武敏



一阪神・淡路大震災の教訓―

2009年3月22日 初版発行 2009年6月20日 再版発行

監 修 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

編 集 兵 庫 県

発 行 株式会社 ぎょうせい